

横浜市内建設業のみなさま

# 人材確保・育成 を支援します



最大  
10万円  
助成

横浜市建設業活性化対策助成金交付制度

横浜市では、建設業の活性化に寄与するため、人材確保・育成の取組や新技術の導入に関する事業の経費の一部を助成します。

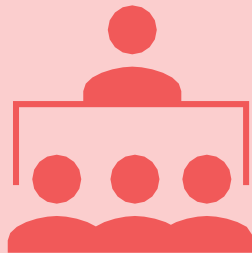
助成限度額  
10万円

就職情報サイトへの掲載



助成限度額  
10万円

就活イベントへの出展



助成限度額  
5万円

企業PR動画の作成



ホームページの作成



助成限度額  
5万円

国家資格取得  
講習参加



助成限度額  
5万円

NEW

奨学金代理返還



助成限度額  
5万円

※ 助成限度額は事業の内容により、5万円または10万円です。

※ 複数の事業を組み合わせることで、1年度につき最大10万円の助成が可能です。

お問い合わせ先

建築局公共建築部営繕企画課  
電話：045-671-2956

建設業活性化担当  
メール：[kc-kasseika@city.yokohama.lg.jp](mailto:kc-kasseika@city.yokohama.lg.jp)

詳しくは **横浜市 建設業活性化対策助成金** のHPをご覧ください。

[https://www.city.yokohama.lg.jp/business/koyo-syugyo/koyosokushin/kasseika/kasseika\\_joseikin.html](https://www.city.yokohama.lg.jp/business/koyo-syugyo/koyosokushin/kasseika/kasseika_joseikin.html)



## 助成対象一覧

分類	助成対象事業		助成対象経費	内 容	助成限度額
1	採用活動事業 (出展)	合同企業説明会、面接会等への出展	出展費	ブース使用料	10万円 ※1
			会場整備費	展示ブース装飾灯 展示ブース内配線・配管料 会場内水道・光熱費 設備等レンタル料	
		その他	その他出展に必要とされる経費のうち市長が認めるもの		
		就職情報サイト等への掲載	掲載費	情報掲載料	
2	採用活動事業 (広報)	職場PR動画等の作成	委託費	動画等の作成にかかる委託費	5万円 ※1
			その他	その他動画等の作成に必要とされる経費のうち市長が認めるもの	
		ホームページの作成	委託費	ホームページ作成委託費	
			その他	その他ホームページ作成に必要とされる経費のうち市長が認めるもの	
		パンフレット等の作成	印刷製本費	印刷費	
			委託費	デザイン委託費	
その他	その他パンフレット等の作成に必要とされる経費のうち市長が認めるもの				
3	人材育成事業	講演会・セミナー等への参加	参加費	講演会等の参加費	
		建設業に係る資格取得※2	受験費用	企業が負担する従業員の資格受験費用	
4	若年層の定着支援事業	従業員の奨学金代理返還※3	代理返還費用	従業員に代わって日本学生支援機構等に対して代理返還する額	

(備考)

- オンライン等で実施・開催されるものを含む。
- 複数の分類について申請する場合の助成限度額は、分類1については10万円、分類2から分類4については各5万円。同一年度内において**合計で10万円まで**とする。(※1)
- 同一の助成対象者が、同一年度内において助成金の交付を受けることができる回数は、各分類につき1回までとする。
- 助成対象(使途、単価、規模等)の確認が可能であり、かつ、本助成事業に係るものとして、明確に区分できる経費をいい、送料や業務委託に係る仲介手数料等は除く。
- 分類3 対象となる「建設業に係る資格取得」は次のいずれにも該当する場合に限る。(※2)
  - 取得する資格が建設業に関連する国家資格であること
  - 技能講習等の受講により取得されるものではなく、合否が伴う試験にて取得出来るもの
- 分類4「従業員の奨学金代理返還」において、対象となる奨学金返還従業員は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。(※3)
  - 申請日が属する年度末時点で35歳未満であり、雇用期間の定めがなく、正社員として勤務していること。
  - 奨学金を返還予定又は滞納なく返還中であること(代理返還を含む)。
  - 助成対象者が個人事業主(実質的に代表者の個人事業と同様と認められる法人等を含む。)である場合においては、当該事業主本人及び当該事業主と同居している親族でないこと。ただし、勤務実態、勤務条件が他の従業員と同様であると認められる場合は除く。